

公立大学法人高崎経済大学中期計画
(平成 23 年度～平成 28 年度)



平成 23 年 4 月

公立大学法人高崎経済大学中期計画

目次

- I 中期計画策定の基本的視点
- II 中期計画実施に向けての方策
- III 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
 - 1 中期計画の期間
 - 2 教育研究上の基本組織
- IV 基本計画
 - 1 教育研究等の質の向上
 - 2 学生支援
 - 3 地域・社会貢献
 - 4 業務運営の改善及び効率化
 - 5 財務運営の改善
 - 6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
 - 7 その他業務運営
 - 8 予算、収支計画及び資金計画
 - 9 短期借入金の限度額
 - 10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
 - 11 剰余金の使途
 - 12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

I 中期計画策定の基本的視点

高崎経済大学は、創立 53 年の歴史のなかで、地方の社会科学系大学として、教育・研究さらには地域・社会貢献に大きな役割を果たしてきた。本学は高い評価を受け、全国から多彩な学生が集まり、充実した学生生活の中で、切磋琢磨しながら大きく成長している。その教育実績は文部科学省にも先進的取り組みとして数多く選定され、本学の教育・研究と地域・社会貢献の理念と手法は、大いに注目されるに至っている。

高崎経済大学は、学術研究の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、真理と平和を希求する人間の育成を図り、学理とその応用を攻究し、国の内外と地域の向上発展に貢献することを目的とする。

経済学部は、商都高崎の伝統を踏まえて、実学の精神で学生を教育する。広い教養と基礎学力を養い、教員の高水準の研究成果を適切に伝えることにより、経済学・経営学全般に通じ、国際・国内・地域の諸分野で自力を持って活動しうる人材を育成する。

地域政策学部は、日本で最初に設立され、その研究・教育・地域貢献を通じて、多面的に地域を考え、かつ、内発的な地域づくりに参画し、地方分権時代を担う官民諸分野の人材を育成する。

大学院地域政策研究科は、地方分権時代をリードして地域が直面する諸課題を解決できる地域リーダー及び地域の諸課題を調査・研究して理論的に解明し得る研究者を育成する。

大学院経済・経営研究科は、広く国内外における教育界及び経済界などの要請に応え、学術研究の進展と高度化、社会人再教育や生涯教育への対応、研究成果の地域社会への還元、国内・国際社会への貢献を目的とし、経済・経営領域での高いレベルの研究者を育成する。

このような本学の基本的理念と目的を踏まえ、中期目標を実現するための具体的計画として次のとおり中期計画を定める。

II 中期計画実施に向けての方策

この中期計画を着実に実施するため、中期計画に基づき策定する年度計画を、可能な限り具体的な数値等を明記したものとし、中期目標の確実な達成を目指す。

III 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究上の基本組織

学部 経済学部 学科 経済学科、経営学科
地域政策学部 学科 地域政策学科、地域づくり学科、観光政策学科
大学院 地域政策研究科
経済・経営研究科

IV 基本計画

1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(ア) 入学者受入

- ①入学者受入方針を明示し、ホームページなどで公開する。あわせて、ホームページの多言語化を進める。
- ②本学を志願する受験生やその関係者に対して分かりやすい情報提供を行う。
- ③入試成績、入学後の履修状況、学生生活、就職状況など、入学者の属性をデータベース化し、入学者の質の向上を図る。
- ④社会の変化に対応した質の高い入学者及び入学者数を確保するための入試制度の検討や受験生の動向分析を行う。
- ⑤広報センターの機能充実のため、専門的スタッフを養成する。
- ⑥オープンキャンパス¹⁾、大学説明会、高校訪問、出前授業など、教職員が一体となった入試広報活動を行う。

(イ) 学生の育成

- ①大学としての学生育成目標を定めるとともに、各学部においても、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた育成目標を定める。
- ②初年次教育の充実など、入学時から学生との関わりの基盤を作り、大学教育を受ける能力と人間性の形成を図る。
- ③豊かで幅広い人間性を育てるため教養教育の充実を図る。
- ④専門知識を活かした社会人として活躍できる専門的な知識の獲得、それを発揮できる能力を身につけさせる。
- ⑤学生に地域社会、企業のニーズを把握させ、実践的な知識や問題解決の技法を身につけさせる。そのために、学生が様々な機会を捉えて、調査活動（フィールドワーク）や地域貢献活動へ参加することを促進する。
- ⑥国際的に活躍できる人材育成の充実を図る。

¹⁾ オープンキャンパスは高校生やその保護者を対象に開かれる大学説明会のこと。現在、本学では、大学案内、入試説明、キャンパス見学、大学食堂体験などの内容を含み、年2回開かれている。

(ウ) 教育の内容

- ①単位互換制度の積極的な活用や全学共通科目の設置に向けて検討を行い、学生の学ぶ機会を幅広く提供する。
- ②各学部の専門教育に応じた教育目標を明確化し、演習等専門教育の充実を図る。
- ③1年次から4年次にわたる計画的なキャリア教育プログラムを作成し実施する。
- ④国際連携を積極的に推進し、提携大学等との教育の充実に努める。
- ⑤シラバスにおける準備学習、授業の内容、達成目標等の記述を統一し、公開する。
- ⑥成績評価基準等を研究・検討する。
- ⑦学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成する。

(エ) 教育の改善

- ①年間を通じてFD²⁾やSD³⁾を実施し、教育の改善に当たる。
- ②専任教員などについて適正な人数を確保し、教育体制を整え、教育改善に努める。
- ③授業実施に関する基準及び仕組みづくりを検討する。
- ④学生や卒業生に対する調査を継続的に実施し、教育改善に努める。
- ⑤第三者評価を取り入れた適切な教育評価システムの構築を図る。

(2) 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(ア) 研究の方向性及び水準

- ①学術論文の発表や学会発表等により社会的に評価を受ける研究を行う。
- ②基礎的研究、新分野研究、先進的研究、産学官民連携の共同研究等、計画的に研究を推進する。
- ③高崎市や地元企業との連携による共同研究を推進する。
- ④研究費の充実と改善を図り、効果的な活用に努める。

(イ) 研究の実施体制

- ①大学としての戦略を明らかにし、地域連携戦略室を中心に、大学として重点的に取り組む研究テーマを設定するなど、研究の方向性を示すことで、全学的に支援する体制の充実を図る。
- ②競争的資金等を獲得し、専門職員を配置し、先進的研究を効果的に実施するた

²⁾ FD（ファカルティ・ディベロップメント：Faculty Development）は大学教員の教育能力を高めるための実践的方法のことであり、大学の授業改革のための組織的な取り組み方法を指す。

³⁾ SD（スタッフ・ディベロップメント：Staff Development）は事務職員の能力開発のことである。

めの支援体制を整備する。

③個人研究、共同研究について、支援体制を整備する。

④長期研修・短期研修の充実を図る。

⑤多様な任用制度の導入を目指して検討する。

(ウ) 研究成果の公表、発信並びに評価及び利活用

①個人及び共同の研究活動について、1年ごとに研究計画を作成し、活動状況を明確にし、発信する。

②自己点検・自己評価を実施する。

③大学基準協会等の第三者評価、外部評価の結果を尊重し、自らの研究に反映させる。

④教員の地域・社会貢献の状況を把握し、評価の仕組みを構築する。

⑤刊行物による研究成果の公表を積極的に行う。

⑥学内外において、積極的に学術研究発表を行う。

⑦研究成果は、大学のホームページ等で公開する。

⑧研究成果のデータベース化を図り、その成果を利活用するための仕組みを構築する。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

①各種ガイダンスの充実を図るとともに、その効果の検証を行う。

②学生への履修指導や自主学習相談等、きめ細かな指導体制を充実させる。

③窓口担当職員は、学生の履修相談等、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、指導力を養成するための研修等の機会の充実を図る。

④就学不適合者支援及び成績不良者への指導、留年学生の減少に向けた取組体制を整備する。

⑤TA（ティーチング・アシスタント⁴⁾）を積極的に活用するとともに、SA（スチューデント・アシスタント⁵⁾）について検討する。

(2) 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(ア) 経済的支援

①経済的な理由で就学が困難な学生に対しては、日本学生支援機構などの各種奨学金制度の情報提供や授業料減免等、必要な支援について検討、実施する。

4) TA（ティーチング・アシスタント：Teaching Assistant）は、担当教員の指示のもと、大学院生が授業の補助や運用支援を行うこと、あるいはそれを行っている大学院生のことを指す。

5) SA（スチューデント・アシスタント：Student Assistant）は、TAの大学院生の役割を学部の学生が行う。4年生が1年生の相談を受けるなどの制度である。

②学生に対する経済的支援体制の充実のため、奨学金制度の充実について検討する。

(イ) 心身の健康相談

- ①学生の心身の健康管理に関する相談体制を充実する。
- ②就学に支障をきたしている学生の早期発見に努める体制を整備し、対応を強化する。
- ③学生の心身の健康相談等への理解を深めるため、教職員を対象として研修を実施する。
- ④カウンセラーの相談時間を増やす。

(ウ) 各種ハラスメント⁶⁾相談

- ①相談体制を整備する。
- ②啓発活動、研修体制を整備・充実する。
- ③防止対策、事後対応策について、万全を期すための体制を整備する。

(エ) 生活相談等

- ①部活動や課外活動、ボランティア活動に対する必要な支援を行う。
- ②社会活動における学生と地域との交流を支援する。
- ③学生生活に対する学生の要望等を把握し、支援体制を充実する。
- ④学生のキャンパスライフを支援するための施設を整備する。
- ⑤国際交流センターを充実し、留学生を支援する。

(3) 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①学生団体連絡協議会に所属する各団体の活動を支援するとともに、団体相互間の連携を深め、大学の各種活動への参画を促す。
- ②全国大会等に出場する学生や学外指導者に対する支援体制を検討する。

(4) キャリア支援⁷⁾に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①キャリア支援体制を充実し、学生の就職や進学に関する事前相談や情報提供を一元的・効率的・効果的に行う体制を整備する。
- ②インターンシップの活動を支援する。
- ③同窓会との連携を図り、卒業生のデータベース化、就職後の異動や転職等の情

⁶⁾ ハラスメント(harassment)は、職場における立場を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメントなどがある。

⁷⁾ キャリア支援は、直接的には就職支援であるが、就職後の人生設計も視野に入れた大学生生活の過ごし方を支援する。

報収集を行い、キャリア支援に活用する。

- ④在学生、卒業生を含めた就職指導體制の充実を図る。
- ⑤学生のキャリア支援のため同窓会との連携を強化する。
- ⑥未就職の卒業生についても、継続して就職支援を行う。
- ⑦公務員養成セミナーの充実、TOEICや旅行業務取扱管理者などの資格等取得のための支援策を強化・改善する。

3 地域・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(ア) 地域社会への貢献、市民への知の還元

- ①学生や教職員が、地域団体、NPO等と連携して行う市民活動やまちづくり活動を支援する。
- ②より住民ニーズに合致した内容の公開講座等を開催し、生涯学習の拠点としての体制を整備する。
- ③地域連携戦略室を中心に連携支援体制（窓口・マッチング・コーディネート⁸⁾）を整備する。

(イ) 高崎市との連携、産学官連携

- ①高崎市などからの連携・協力要請に対し、組織的に対応できる体制を整備する。
- ②高崎市、高崎市教育委員会等との間で包括的連携協定を結ぶ。
- ③地域の産業創出と活性化を支援するため、企業等と連携し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

(2) 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(ア) 国、地方公共団体等との連携

- ①国や群馬県等との連携事業を積極的に展開する。
- ②各種審議会の委員就任や調査活動等、行政への参画に努める。
- ③成果について、教職員間において共有し、学内外へ還元する仕組みを整備する。

(イ) 大学間連携

- ①大学間、大学院間連携について、組織的に取り組み、連携の強化に努める。
- ②政策研究大学院大学、および県内の大学との連携を促進する。

(ウ) 産業界との連携

商工会議所等と連携し、産学連携事業を推進する。

⁸⁾ 地域社会からの要望に応え、大学と地域をつないでいく役割を果たすこと。

- (エ) 知の拠点化・組織化
地域連携戦略室を窓口として、地域の知の拠点として、研究所等の機能を整備し、広く知を結集し、それを社会に還元する体制をつくる。
- (3) 国際貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
国外の提携校との交流のあり方を検討し、連携を強化し、学生・教職員交流を促進する。
- (4) 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ①高崎市立高崎経済大学附属高等学校の論理的思考力、問題解決力等の汎用的技能等習得の取組について積極的に支援する。
 - ②教職希望学生の現場体験事業について附属高等学校と連携する。
 - ③県内高校生を対象として、公開授業や模擬演習等を実施し、高校生に大学教育に触れる機会をつくる。
 - ④学生と高校生、高校と大学の教員間の交流を図り、積極的に意見交換を行う。
- 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - (1) 運営体制・手法に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - (ア) 全学的な経営戦略の確立
 - ①理事長と学長が、緊密に連携し、迅速な業務運営を行う。
 - ②理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、各種委員会等の緊密な連携体制を構築し、意思決定が機動的に行える体制を確立する。
 - (イ) 学生の声を反映した業務運営
学生の満足度を確保するための調査を継続的に実施し、業務運営の改善に努める。
 - (ウ) 開かれた運営
 - ①法人が自ら行う点検・評価、外部評価の結果や監事による監査結果を業務に反映させる。
 - ②外部の意見を積極的に取り入れ、適切に反映できる体制の整備を行い、市民に開かれた透明性の高い法人運営を行う。
 - (エ) 内部監査機能
内部監査体制の整備を図るとともに、監事による実効性のある監査制度を構築し、大学運営全般にわたる監査機能の充実を図る。

(オ) 改革の継続

業務運営の硬直化を防止するため、運営体制について定期的に検証を行う。

(2) 教育研究組織の充実・改革に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①教育研究の変革・進展と、社会的要請に対応した教育研究組織の見直し、改善を行う。
- ②専任教員などについて適正な人数を確保し、教育体制を整え、教育改善に努める。(再掲)
- ③FDを推進し、組織的に教育の内容などを見直し、教育研究の組織体制を改善する。

(3) 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価システムを構築し、評価結果に基づいた適正な処遇を行う。
- ②事務職員についてはプロパー化を計画的に進め、専門性の高い職員の確保と育成に努める。
- ③多様な雇用形態の導入について、調査・研究する。
- ④プロパー職員の他大学等との人事交流について調査・研究する。

(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①事務処理の効率化、迅速化及び経費節減のため定期的に点検を行い、事務処理方法、事務組織や職員配置の再編、見直し、外部委託の活用などを推進し、職員定員の縮減を図る。
- ②SD等の各種研修の実施、学外研修への参加等により、大学事務職員の能力向上を図るとともに、サービスの意識の向上、社会的責任の理解について組織的に研修する。
- ③業務の標準化を促進するため、各業務についてマニュアルを作成する。
- ④全学的な視点から情報の共有化・一元化を図り、事務組織と教育研究組織の総合サポート体制を強化する。

5 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①外部研究資金(科学研究費補助金、受託研究、寄附金等)の獲得のための全学的な推進体制を整備し、情報の収集・提供・発信を強化する。
- ②科学研究費補助金の申請率(件数)及び採択率(件数)を高める。
- ③受験生及び入学者を確保するため、大学の魅力や教育の質の高さについての情

報発信等の方策を実施する。

(2) 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①入札など契約方法の改善や外部委託の活用等により、管理的経費の節減・合理化に努める。
- ②教職員のコスト意識を高め、経費の削減、改善を推進する。

(3) 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①金融資産は、安全確実な運用を図る。
- ②設備機器等を全学的に効率的に活用できる仕組みを構築する。
- ③大学施設の業務運営に支障のない範囲内において、一般市民の利用に供するなど、有効活用に努める。

6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①認証評価機関による評価を平成 27 年度までに受け、改善策については、次期中期目標、中期計画に反映させる。
- ②認証評価機関や評価委員会による評価に向け自己点検・評価の体制を整備し、定期的を実施する。
- ③自己点検・評価の結果は、理事会、経営審議会、教育研究審議会等に報告し、運営改善に反映させるとともに、公表する。

(2) 情報公開の推進及び個人情報の保護並びに広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ①中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、管理運営状況、自己点検・評価結果等について公表し説明責任を果たす。
- ②ホームページ等を通じて教育研究活動や地域貢献、社会貢献活動等について積極的に公表する。
- ③理事会等の各種議事録等についても積極的な情報公開を行い、法人運営の透明化を図る。
- ④情報公開制度、個人情報保護制度の適正運用を行う。
- ⑤大学の魅力アップや学生獲得のための広報戦略を策定し、大学からの情報発信を組織的かつ積極的に推進する。
- ⑥大学に関する基礎的な情報を収集・整理し、蓄積・活用する。
- ⑦公立大学協会の指針を基本に情報発信・公開を行う。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 施設の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ①バリアフリー⁹⁾、ユニバーサルデザイン¹⁰⁾に配慮した施設整備等のグランドデザイン¹¹⁾を検討し、教育内容に応じた施設や設備の整備、維持補修、改良を設置団体と協議し、計画的に進め、キャンパスアメニティ¹²⁾を充実させる。
 - ②既存施設や設備の維持補修を適切に行い、機能の維持管理を行う。
- (2) 安全管理等に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ①労働安全衛生法を遵守するための安全管理体制を構築し、安全衛生の確保に努める。
 - ②情報セキュリティ・ポリシー¹³⁾に基づき、情報管理を徹底し、適宜点検する体制を整備する。
 - ③危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理体制を整備する。
- (3) コンプライアンス¹⁴⁾の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 教職員の倫理の向上を図るため、研修や啓発活動に取り組む。
- (4) 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 人権侵害の防止、相談環境、適切な事後対応の体制を整備するとともに、意識啓発活動等に取り組む。
- (5) 環境負荷軽減に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ①環境方針を策定、体制を整備し、継続的に環境負荷軽減に努める。
 - ②省エネルギー対策により、光熱水費の節減に努める。
- (6) 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ①卒業生や保護者、そして後援会や同窓会に対して、情報提供を強化し、教育研究の現状など大学への理解を深めてもらう。
 - ②学生が、豊かで充実した学生生活を送ることができるよう、後援会や同窓会との協力体制を構築する。とりわけ、キャリア支援についての連携を強化する。

9) バリアフリー (Barrier free) は、障害者等が利用する上での障壁が取り除かれた状態のこと。

10) ユニバーサルデザイン (Universal Design) は、文化や言語、老若男女といった違い、障害の有無などにかかわらず、利用することができる施設・製品・情報の設計のこと。

11) グランドデザイン (Grand Design) は、全体構想のこと。

12) キャンパスアメニティ (Campus Amenity) は大学全体の快適さ、心地よさのこと。

13) 情報セキュリティ・ポリシー (information security policy) は、情報セキュリティ対策について総合的かつ具体的にまとめた方針である。

14) コンプライアンス (Compliance) は法令遵守のこと。

③卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイ¹⁵⁾等を設け、卒業生の来訪機会の増加を図る。

8 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（平成23年度～平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 107
授業料等収入	15, 304
受託研究等収入	0
補助金	80
その他収入	119
計	17, 610
支出	
教育費	2, 961
研究費	458
教育研究支援費	2, 184
人件費	10, 569
一般管理費	1, 438
施設整備費	0
受託研究等経費	0
計	17, 610

(ア) 人件費の見積り（退職手当は除く。）

中期目標期間中、総額10, 569百万円を支出する。

注1) 人件費については、平成23年度の人件費見積額を踏まえ算定しており、定期昇給、特別昇給、給料額の改定等は含まない。

注2) 退職手当については、公立大学法人高崎経済大学が定める退職手当に関する規程に基づいて支給することとするが、所要額は各事業年度の予算編成過程において算定され、運営費交付金として措置される。

(イ) 運営費交付金算定の考え方（退職手当は除く。）

①平成23年度から平成25年度まで

平成23年度の支出見込額から授業料等の収入見込額を差し引いて得た額としている。

¹⁵⁾ ホームカミングデイ (Home Coming Day) は、卒業・修了生、在学生とそのご家族、地域の方々等に大学を訪れてもらい、大学の現状を理解していただくとともに交流の場を提供する試み。

②平成26年度から平成28年度まで

前年度の運営費交付金の額に効率化係数（1パーセント）を乗じて得た額を前年度の運営費交付金の額から差し引いて得た額としている。

(ウ) 大規模修繕、災害復旧等に係る経費

必要に応じて、各事業年度の予算編成過程において算定され、施設整備費補助金として措置される。

(2) 収支計画（平成23年度～平成28年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,617
經常費用	17,614
業務費	14,504
教育経費	1,961
研究経費	458
教育研究支援経費	1,516
受託研究等経費	0
人件費	10,569
一般管理費	1,438
財務費用	15
減価償却費	1,657
臨時損失	3
収入の部	17,617
經常収益	17,614
運営費交付金収益	1,107
授業料収益	12,864
入学金収益	1,095
検定料収益	692
受託研究等収益	0
財務収益	0
雑益	199
資産見返負債戻入	1,657
資産見返運営費交付金等戻入	1,647
資産見返物品受贈額戻入	10
臨時利益	3
純利益	0

(3) 資金計画 (平成23年度～平成28年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	15,942
投資活動による支出	6
財務活動による支出	1,662
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	17,610
運営費交付金	2,107
授業料収入	12,864
入学金収入	1,748
検定料収入	692
受託研究等収入	0
雑入	199
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

9 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

3億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の使途

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし